

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A 38

設問4

1. 民事訴訟法 (以下略) 142条は重複起訴を禁止しているところ、本件別訴は同条に反し不適法ではないか。

2. この点、142条の趣旨は、矛盾判決、被告の応答の煩、訴訟不~~経済~~経済といった問題を防止する点にある。また、142条は「事件」を対象としていることから、同条違反に該当するか否かは、本訴と別訴の事件の同一性の有無により判断する。具体的には、①当事者の同一性及び②訴訟物の同一性の有無を検討する。

3. まず①についてみるに、本件訴訟及び本件別訴の当事者は、原告は入れ換わっているもののXYであることに変わりはない、①を満たす。

次に②についてみるに、本件訴訟の訴訟物はXの所有権である一方、本件別訴の訴訟物は所有権に基づく甲工地明渡請求権であるから、両者は同一であるとはいえず、②を満たしていない。

4. しかしながら、所有権に基づく甲工地明渡請求権の存在に対する判断は、甲工地の所有権の存在がその前提となっていることから、本件訴訟と本件別訴の訴訟物は先決関係にあるといえる。

そうであれば、本件訴訟と本件別訴とで甲工地の所有権に~~対して~~判断の存在につき異なる判決が下される可能性があるがあり、~~矛盾~~矛盾判決のおそれがある。

また、本件訴訟と本件別訴は、XとYが甲工地の所有権の帰属を争っているという点で実質的に同一の紛争であることから、本件別訴を提起することによる被告Xの

1 ページ
裏面へ

	1009年の煩及び訴訟公不承を認められる。
	ら、よって、本件訴訟を提起するとは14条の趣旨に反するため、不適法である。
	設問2
5	1. <u>既判力</u> (114条1項)とは、確定判決の判事が後述に与える拘束力をいい、 <u>既判力は「主文に包含するもの」</u> となわち訴訟公物の判事について生じる。また、実体法上の権利関係は時間経過とともに変化することから、既判力の生じる基準時は、当事者が訴訟資料を一番充実させたといえる口頭弁論終結時であり、この効力は15
10	条1項各号に定められる当事者等に及び。 上記、既判力が生じる判断につき、当事者は再び争うことが許されず(消極的作用)、裁判所はかき判付を前提として審理判付しなければならない(積極的作用)。
15	2. では、 <u>より</u> 前訴判決に生じた既判力について検討する。に、 前訴判決の の訴訟公物はXの甲土地の所有権であるから、 本件訴訟の Xの甲土地の所有権の存在 は 本件訴訟の 口頭弁論終結時におけるXの甲土地の所有権の不存在につき既判力が生じている。
20	3. また、本件訴訟の当事者であるX及びYにかかる既判力が及んでいる。
	4. さらに、かかる既判力が後述に作用するか検討する。 上記のとおり は 前訴判決の この点、前訴判決の既判力が後述に作用するか否かは、前訴と後述の訴訟公物が同一、争点、先決関係にあるか否かにより検討する。
25	<u>本件では</u> 、後述の訴訟公物は甲所有権に基づく甲土地の所有権であるところ、設問1で述べた通り、後述の訴訟公物は前訴の訴訟公物の判事が前提となっていることから、先決関係があると認められる。
30	ゆえに前訴判決の既判力は後述に作用する。

20

⑤

②

①

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民事訴訟法			

5. ち、よって、XとYは、前訴の口頭弁論終結時に甲土地
 の所有権が存続しなかったことにつき再び争う（Xの
 ことは争えない）（シナリオ的1作目）、後訴裁判は、前
 訴の口頭弁論終結時にXの甲土地の所有権が存続しな
 かったこと~~を~~を前提に審理判断せねばならない。

18

- 全体的に「害いてほしい」と、をよく害いている。
- 設問2はもう少し規範とあてはめを切り分けると更に良い答案になる。
(規範 = 抽象論、あてはめ = 具体論)

15

20

25

3 ページ

裏面へ